

# 消費生活トラブルから高齢者を守る！

## 新聞の長期契約は簡単にやめられません … 契約は慎重に！



インターネットなどのデジタル化が進む一方で、新聞は高齢者にとって重要な情報収集手段の一つです。しかし、新聞の勧誘・契約をめぐるトラブルが後を絶たず、中でも、高齢者による長期契約の相談が目立っています。

### 事例

先月自宅に新聞勧誘が来た。商品券や洗剤をくれると言うので、6ヶ月の契約をした。しかし、来月から家の事情で不在がちになるので、「解約したい」と販売店に告げたところ、販売店から「クーリング・オフの期間が過ぎており、6ヶ月契約なので解約できない」と言われた。解約できないのか。

### アドバイス

- ◇訪問販売による新聞購読契約の場合は、契約書面を受領した日から8日以内であれば、無条件でクーリング・オフができます。商品券などの景品をもらっていても解約できます。
- ◇新聞購読契約では、6ヶ月や1年などと期間を定めたものと、期間を定めていないものがあり、期間を定めた契約では、クーリング・オフ期間を過ぎた場合、転居などの正当な理由がないかぎり、消費者の都合で途中でやめることはできません。
- ◇販売店と話し合い、解約料を支払うなどして合意解約する必要があります。

## トラブルにあわないために！

- 長期の契約や数年先の契約は、慎重に検討しましょう。
- 新聞勧誘時の景品は法律で制限されています。高額な景品につられて契約しないようにしましょう。
- 困ったら消費生活センターに相談しましょう！



センターに  
相談してね。

### 名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階  
平日 TEL 052-222-9671  
土・日 TEL 052-222-9690

\* 祝日年末年始を除く

相談受付時間 午前9時から午後4時15分

(土・日は電話相談のみ)